

CLOUDLINE サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (本サービスの提供等)

1. 株式会社ハイホー(以下「当社」といいます)は、本契約約款に基づき、CLOUDLINE のサービス(以下「本サービス」といいます)を次項第5号に定める契約者に提供します。
2. 本契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (1) 本サービス
NTT 東西のフレッツ光を利用し、本契約約款に基づき当社が電気通信事業者として契約者に提供する電気通信サービスをいいます。なお、本サービスにはプロバイダサービスを含まないプランが存在しますので、ご注意ください。
 - (2) プロバイダサービス
本契約約款に基づき当社が契約者に提供するインターネット接続サービスをいいます。
 - (3) フレッツ光
NTT 東西が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。
 - (4) NTT 東西
NTT 東日本株式会社と NTT 西日本株式会社のいずれかまたは両方をいいます。
 - (5) 契約者
本契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。
 - (6) 事業者変更
フレッツ光又は当社以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションモデルのサービスを利用している契約者(以下、前号に定める契約者と併せて「契約者等」といいます。)が現に利用しているサービス(以下「他サービス等」といいます。)から当社の提供する本サービスに移行すること、または、本サービスから他サービス等に移行することをいいます。
 - (7) 利用契約
本契約約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約をいいます。
 - (8) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
 - (9) 本サービス用設備
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
 - (10) 本サービス用設備等
本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線及びアクセスポイントを含みます)をいいます。
 - (11) 契約日
契約者からの申し込みに基づき、当社が当該申し込みを承諾した日、または当社が別途定める日のうち、いずれか早い方の日をいいます。
 - (12) 契約月
契約日の属する月をいいます。
 - (13) サービス提供開始日
本サービスの提供開始日は、切替が完了した日または開通工事が完了した日とします。
 - (14) サービス提供開始月
サービス提供開始日の属する月をいいます。
 - (15) 更新月
本サービスの利用契約に係る契約期間が満了し、当該利用契約の契約期間が自動的に更新される月(契約期間満了月の翌月)をいいます。
 - (16) アクセスポイント
契約者が自己の契約者設備を電気通信回線(公衆電話網)等を介して当社の本サービス用設備と接続するための接続ポイントであって当社が設置するものをいいます。
 - (17) アカウント ID

- パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (18) パスワード
アカウント ID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (19) 他社シェアドアクセスサービス
当社以外の事業者が NTT 東日本・NTT 西日本の光ファイバーを利用し提供する、電気通信サービスをいいます。
- (20) 光回線再利用
他社シェアドアクセスサービスの利用者が、当社に当該他社シェアドアクセスサービスの契約から本サービスへ契約変更の申込みを行い、他社シェアドアクセスサービスの契約終了と同時に本サービスの契約締結を実施すること、および、本サービスの利用者が他社シェアドアクセスサービスへ契約変更の申込みを行い、本サービスの契約終了と同時に他社シェアドアクセスサービスの契約締結を実施することをいいます。
3. 当社が契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本契約約款の一部を構成するものとします。
 4. 当社が、本契約約款の他に本サービスに基づき別途定めるプランの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本契約約款の一部を構成するものとします。
 5. 契約者が本サービスを利用するには、本契約約款の他、NTT 東西及び当社の指定する電気通信事業者(以下、合わせて「通信事業者」といいます)の定める電気通信に関する契約約款、利用規則、利用条件等に同意するものとします。
 6. 契約者(契約者になろうとする者を含み、以下本項及び次項において同じとします。)は、本サービスの提供に関連して、当社が電気通信事業法に基づき行う提供条件概要説明について、当社が説明書面の交付に代えて、契約者が登録した連絡先に対し電子メール(SMS サービスを含みます。)を送信する方法又は当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法等その他の電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めにより許容されるいずれかの方法により説明することを承諾するものとします。なお、本項の定めは、2026年3月25日以前に本サービス利用の申し込みをした方については、当社が別途個別の了解を得た日または2026年6月1日のいずれか早い日以降に適用し、2026年3月26日以降に本サービス利用の申し込みをする方については、当該申し込みの日以降に適用するものとします。
 7. 契約者は、本サービスの提供に関連して、当社が電気通信事業法その他の法令に基づき行う書面交付について、当社が原則として、契約者が登録した連絡先に対し電子メール(SMS サービスを含みます。)を送信する方法又は当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法(なお、いずれの場合も Adobe Acrobat Reader で閲覧可能な PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。)にて行うことを承諾するものとします。ただし、契約者が個別に物理的な書面交付を希望し、当社に申し出た場合には、当社はこれに応じるものとします。

第2条 (本サービスの種類等)

本サービスのプラン内容、条件等の詳細は別紙1のとおりとします。

第3条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条 (本契約約款の変更)

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、本契約約款(本契約約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします)を随時変更することがあります。なお、本契約約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本契約約款を適用するものとします。
2. 当社は、本契約約款を当社のホームページ (URL : <http://cloud-line.jp/rules/>) に掲載するものとします。

第5条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

第6条（準拠法）

本契約約款に関する準拠法は、日本法とします。

第7条（協議）

本契約約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第2章 本サービス契約の締結等

第8条（利用契約の単位）

利用契約は、別紙1に定めるプランごとに締結されるものとします。

第9条（利用の申し込み）

本サービス利用の申し込みをする方(以下「申込者」といいます)は、本契約約款に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第10条（承諾）

利用契約は、前条(利用の申し込み)に定める方法による申し込みに対し、当社が当該申し込みを承諾したことをもって、利用契約が成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込者が実在しない場合
- 2) 契約者回線が当社の指定する地域に存在しない場合
- 3) 本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合
- 4) 同一人物ないしは同居の親族があきらかに不自然な多重申込をしたと認められる場合
- 5) 申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合
- 6) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手續が成年被後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合
- 7) 申込者が、申し込み以前に当該本サービス及び本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合
- 8) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
- 9) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があるとして当社が判断した場合
- 10) その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合

第11条（事業者変更・光回線再利用等）

1. 契約者等は、当社に事業者変更または光回線再利用を請求することができ、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者等から事業者変更または光回線再利用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) 第10条第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 他サービス等を提供する電気通信事業者（以下「電気通信事業者等」といいます。）が承諾しないとき。
 - (3) その他、当社が適当ではないと判断したとき。
3. 契約者は、事業者変更または光回線再利用にて当社から他の事業者へ移行される場合、事務手数料として3,300円（税込）をお支払いいただきます。
4. フレッツ光を契約している契約者（以下「フレッツ契約者」といいます。）は、本サービスへの変更時点または本サービスの解約時において、フレッツ契約者がNTT東日本・NTT西日本に対し負担すべき費用が存在することにより、NTT東日本・NTT西日本から当社への請求が行われた場合、当該費用を当社が指定する方法によりフレッツ契約者が当社に支払うことをあらかじめ承諾するものとします。
5. 本条第1項の規定により申し出があったとき、事業者変更に必要な番号（以下「事業者変更番号」といいます。）または光回線再利用に必要な番号（以下「光回線再利用承諾番号」といいます。）を発行します。ただし、本サービスに関して、支払期日を超過してもなお利用料金の支払がない場合、事業者変更番号または光回線再利用承諾番号を発行しない場合があります。
6. 事業者変更承諾番号または光回線再利用承諾番号の発行手続きに必要な最低限の範囲で、当

社は契約者に関する情報を電気通信事業者等へ開示する場合があります。なお、事業者変更番号または光回線再利用承諾番号は、発行日から起算して15日を経過した場合、効力が失効するものとします。

7. 事業者変更または光回線再利用の手続き後も電話番号を継続利用されたい場合、各手続きのお申込みと同時に「番号ポータビリティ」の手続きが必要です。「番号ポータビリティ」のお手続きを行わなかった場合、電話番号は継続利用できなくなります。事業者変更または光回線再利用のお申込みと同時の「番号ポータビリティ」のお手続きの可否は移行元のサービスの事業者にご確認ください。
8. NTT東日本・NTT西日本による設備都合により、事業者変更または光回線再利用がご利用いただけない場合があります。その場合、移行元のサービスを廃止のうえ移行先に新規契約としてお申込みいただくことが必要です。

第12条（契約者の登録情報等の変更）

1. 契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更（クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます）、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約プランの利用ができなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプランを選択するものとします。
3. 本条第1項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（利用契約の変更）

1. 契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第10条（承諾）各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあるものとします。
2. 本サービスのプランを変更する場合、変更できない場合もあります。その内容は別紙4に定めます。

第14条（契約者からの解約）

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- 1) 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、当該通知を受けて、毎月25日までにNTT東日本・NTT西日本による解約に係る処理が完了したものについては当該処理のあった月の末日に、毎月26日以降にNTT東日本・NTT西日本による解約に係る処理が完了したものについては当該処理のあった月の翌月の末日に利用契約の解約があったものとします。
- 2) 契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約の契約期間は自動的に更新されます。
- 3) 当社は、契約者が利用契約を解約する場合、当社が定める日をもって、アカウントID及びパスワードを無効とします。
- 4) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第15条（当社からの解約）

1. 当社は、第38条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しない場合又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第10条（承諾）第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第38条（利用の停止）及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第16条（権利の譲渡制限）

本契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第17条（設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続）

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本契約約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

第3章 サービス

第18条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、本契約約款で特に定める場合を除き、別紙4に定めるとおりとします。

第19条（本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 当社とNTT東西との間の契約が終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、前各項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 本条の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第20条（本サービスの利用にかかる料金、算定方法等）

契約者の本サービスの利用にかかる料金は、当社が別紙2に定めるとおりとします。

第21条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、サービス提供開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙2に定める利用料金の支払を要します。
2. 前項の期間において、第35条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。
3. 第38条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。
4. 本サービスの利用料金は、本サービスの利用日数が1ヶ月に満たない場合、該当月の日数に応じて日割計算を行うものとします。
5. 本サービスにおいて、NTT東西による工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第22条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過しても当社への支払がないときは、支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする日割計算により年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第23条（開通工事等）

1. 契約者は、本サービスの利用に係る開通工事が必要な場合、当社所定の方法により当該開通工事に要する費用を負担していただきます。
2. 本サービスの利用に係る工事完了後に利用契約の解除、取消し等があった場合であっても、その工事に要した費用を負担していただきます。

第24条（利用料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの利用に係る料金を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
 - ① クレジットカード
 - ② 預金口座振替
 - ③ NTT東日本・NTT西日本による料金回収代行サービス
 - ④ スマート請求代行
 - ⑤ その他当社が定める方法
2. 利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 利用料金の支払が第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月27日(当日が金融機関の休業日ときは翌営業日)に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。
4. 利用料金の支払が第1項第3号に定めるNTT東日本・NTT西日本による料金回収代行サービ

- スによる場合、利用料金の支払方法はNTT 東日本・NTT 西日本の料金支払規定に準ずるものとします。
5. 利用料金の支払が第1項第4号に定めるスマート請求代行による場合、料金請求・収納代行を取り扱うスマートビリングサービス株式会社（以下「スマートビリングサービス」といいます）より、利用料金等を請求します。支払方法は、「クレジットカード」、「口座振替」その他スマートビリングサービスの定める方法から選択できます。
 6. 利用料金の決済日は、利用料金の支払方法に応じて、クレジットカード会社のクレジットカード利用規約、銀行口座の利用規約又はスマートビリングサービスが別途定める日とします。
 7. 当社は、前各項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。
 8. 以下の場合については、コンビニ払込票を発行いたします。
 - (1) 当社からの発行の場合
フレッツ・まとめて支払い登録で1ヵ月分の利用限度額1,000,000円を超えた場合
 - (2) スマートビリングサービスからの発行の場合
 - ・スマート請求代行登録で何らかの理由によりクレジットカードでの決済が不能になった場合
 - ・スマート請求代行登録で何らかの理由により契約者指定口座から引き落としができなかった場合
 - ・支払方法の登録が完了していない場合
 9. 契約者は支払方法が次の各号のいずれかの場合手数料をそれぞれ支払うものとします。
 - (1) 預金口座振替・・・220円/1請求当たり
 - (2) スマート請求代行・・・220円/1請求当たり
 - (3) 当社よりコンビニ払込票を発行した場合・・・
2025年11月ご利用分まで：330円/1請求当たり
2025年12月ご利用分以降：440円/1請求当たり
 - (4) NTT 東日本・NTT 西日本による料金回収代行サービス・・・220円/1請求当たり

第25条（支払明細書）

当社は、契約者の支払明細書（その契約者に係る料金その他の債務の明細をいいます。以下同じとします。）を、当社が指定するWebサイトにおいて開示します。

第26条（債権の譲渡）

契約者は、当社が、本契約約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第5章 契約者の義務等

第27条（アカウントID及びパスワード）

1. 契約者は、アカウントIDを第三者（以下「他者」といい、国内外を問わないものとします）に貸与、又は共有しないものとします。
2. 契約者は、アカウントIDに対応するパスワードを他者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 契約者は、契約者のアカウントID及びパスワードにより本サービスが利用されたとき（機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身に関与しなくともアカウントID及びパスワードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます）には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。
4. 契約者のアカウントID及びパスワードを利用して契約者と他者により同時に、又は他者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しないものとします。
5. 契約者は、自己のアカウントID、パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者のアカウントID及びパスワードが他者に利用されたことにより当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第28条（自己責任の原則）

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条により、契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下、同様とします）とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、〔1〕本サービスの利用に伴い他者に対して損害を与えた場合、又は〔2〕他者か

- らクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
 4. 当社は、契約者がその責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。
 5. 契約者は、本サービスを經由して、当社以外の他者のコンピューターやネットワーク(以下「他者ネットワーク」といいます)を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第29条(禁止事項)各号に該当する行為を行わないものとします。
 6. 当社は、本サービス經由による他者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。
 7. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第29条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- 1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- 2) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 3) 当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 4) 当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 5) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- 6) わいせつ(性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますがこれに限られません)、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- 7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- 8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- 10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- 11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
- 12) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- 13) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- 14) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- 15) 他者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- 16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為
- 17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- 18) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐、麻薬取扱等)し、又は他者に不利益を与える行為
- 19) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- 20) その他、社会的状況を勘案の上、当社が不相当と認める行為

第6章 当社の義務等

第30条 (当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第31条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第32条（通信の秘密の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様(統計情報への編集・加工を含みます)においてのみ、契約者の通信の秘密に属する情報を使用又は保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分、命令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が第29条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を利用することができます。

第33条（契約者情報等の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報、その他前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(以下、あわせて「契約者情報等」といいます)を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から適切に入手した場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。
2. 当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社又は当社の業務提携先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、〔1〕警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、又は〔2〕緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、本条第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。
5. 当社は、利用契約の終了後又は利用期間の経過後も、契約者情報等を当社の個人情報保護方針に定める利用目的の達成のために必要な期間保存し、契約者情報等を利用する場合があるものとし、契約者はこれに同意するものとします。また、前述の目的の他、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。ただし、保存することに対して明示の異議がある場合には、当該情報を削除するものとします。
6. 当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。当該個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が本契約約款に優先するものとします。
7. 本条に定める他、契約者の個人情報の取扱いについては、当社が当社のホームページ上に定める『個人情報保護方針』に従うものとします。

第34条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、又は当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、利用者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。

第35条（保守等によるサービスの中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - 1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
 - 2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - 3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
 - 4) 第34条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
 - 5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - 6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第36条（データ等の削除）

1. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社が定める所定の期間、又は容量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、当社は一切の責任を負わないものとします。

第37条（契約者への要求等）

1. 当社は、[1] 契約者による本サービスの利用が第29条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、[2] 当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又は[3] その他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - 1) 第15条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約します
 - 2) 第29条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します
 - 3) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続を含みます)を行うよう要求します
 - 4) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します
 - 5) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます
 - 6) 事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を執ります
 - 7) 第38条(利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止します
 - 8) 当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起します
2. 前項の措置は第28条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
3. 契約者は、本条第1項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が本条第1項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第38条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止す

ることがあります。

- 1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
 - 2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合
 - 3) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合
 - 4) 当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合
 - 5) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - 6) 本サービスの利用が第 29 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条第 1 項(契約者への要求等)第 1 号及び第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - 7) 前各号のほか本契約約款に違反した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
 3. 契約者がアカウント ID を複数個保有している場合において、当該アカウント ID のいずれかが前条第 1 項又は本条第 1 項により使用の一時停止又は解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウント ID の使用を一時停止、又は解約とすることができるものとします。
 4. 当社は、本条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
 5. 本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第 8 章 損害賠償等

第39条 (損害賠償の制限)

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)に陥った場合で、かつ契約者が月額基本料金の発生する本サービスを申し込んでいる場合、当社は、本契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して 48 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 料金の月額基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数(24 時間を 1 日とします。24 時間に満たないものは切り捨てとします)を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、[1] 天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、[2] 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、[3] 逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、以下の方法のいずれか、又はこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。
 - 1) 後に請求する本サービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること
 - 2) 賠償額に相当する本サービスの使用権を付与すること
3. 利用不能が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項は適用されず、当社は契約者の損害賠償請求に応じます。ただし、この場合でも、間接損害について当社は賠償責任を負いません。
4. 本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者に対する損害賠償額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
5. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数存在する場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときは各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を本条第 1 項により算出された各契約者に対し返還すべき額で按分した額とします。

第40条 (免責)

1. 当社は、本契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う 1 ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合につい

- ては、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。
 3. 当社は、契約者が本サービス用設備等に蓄積した、又は契約者が他者に蓄積することを承認したデータ等が消失(本人による削除は除きます)し、又は他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う契約者又は他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
 4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

以上

付則：

本契約約款本文

2015年9月1日制定

2015年10月14日改訂

2016年1月1日改訂

2019年2月1日改訂

2025年10月29日改訂

2025年11月28日改訂

2026年3月26日改訂

別紙1 <本サービスの詳細>

【本サービスの各プラン】

1. プロバイダサービスを含まないプラン

NO.	プラン名	月額基本料金
1	Cloud Sky Line (F) 52	5,200 円 (税込 5,720 円)
2	Cloud Sky Line (F) 44	4,400 円 (税込 4,840 円)
3	Cloud Sky Line (M) 36	3,600 円 (税込 3,960 円)
4	Cloud Sky Line (M) 34	3,400 円 (税込 3,740 円)
5	Business Sky Line (F) 52	5,200 円 (税込 5,720 円)
6	Business Sky Line (F) 45	4,500 円 (税込 4,950 円)
7	Business Sky Line (M) 36	3,600 円 (税込 3,960 円)
8	Business Sky Line (M) 35	3,500 円 (税込 3,850 円)

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

2. プロバイダサービスを含むプラン

NO.	プラン名	月額基本料金
1	Cloud Sky Line (F) 53	5,300 円 (税込 5,850 円)
2	Cloud Sky Line (F) 50	5,000 円 (税込 5,500 円)
3	Cloud Sky Line New (F) 56	5,600 円 (税込 6,160 円)
4	Cloud Sky Line (M) 42	4,200 円 (税込 4,620 円)
5	Cloud Sky Line (M) 39	3,900 円 (税込 4,290 円)
6	Cloud Sky Line New (M) 45	4,500 円 (税込 4,950 円)
7	Business Sky Line (F) 58	5,880 円 (税込 6,468 円)
8	Business Sky Line (F) 48	4,880 円 (税込 5,368 円)
9	Bussines Sky Line NEW (F) 53	5,380 円 (税込 5,918 円)
10	Bussines Sky Line NEW (F) 52	5,280 円 (税込 5,808 円)
11	Bussines Sky Line NEW (F) 49	4,980 円 (税込 5,478 円)
12	Business Sky Line (M) 42	4,280 円 (税込 4,708 円)
13	Business Sky Line (M) 38	3,880 円 (税込 4,268 円)
14	Bussines Sky Line NEW (M) 43	4,380 円 (税込 4,818 円)
15	Bussines Sky Line NEW (M) 42	4,280 円 (税込 4,708 円)
16	Bussines Sky Line NEW (M) 39	3,980 円 (税込 4,378 円)

3. 本サービスは、以下のコンテンツを含むプランがございます。

【セキュリティ】

- (1) 「セキュリティ」とは、契約者のパソコン上のウイルスの検出・駆除及び外部からの不正アクセスを防ぐソフトウェアを提供するサービスです。
- (2) セキュリティをご利用の際には、ソフトウェアのダウンロード及びソフトウェアの導入が必要です。ソフトウェアのダウンロードについては、当社よりの「開始通知書」案内を、ソフトウェアの導入については本サービスのホームページ等を必ず、ご確認ください。なお、ソフトウェアの導入が可能なパソコンの台数の上限については、別途当社が適切と判断する方法によって指定します。
- (3) 他のウイルス対策ソフト（ファイアウォール製品含みます。）をご利用の場合、セキュリティが正常に動作しません。必ず他のウイルス対策ソフトをアンインストールしてご利用ください。
- (4) セキュリティは、契約者の環境下に存在する全てのセキュリティ上の問題が検出されること、全てのセキュリティホールが修復・改善されること、全てのウイルスやスパイウェアを検知・駆除できること、または全ての不正アクセスやフィッシングを検知・遮断することを保証するものではなく、その他契約者の全ての要求を満たすことを保証するものではありません。
- (5) Windowsファイアウォールを無効（停止）にしてご利用ください。
- (6) セキュリティは予告なく内容を変更することがあります。
- (7) セキュリティのご利用及びそれに関連して生じた契約者または第三者の損害に対して、当社はいかなる責任も負わず、また一切の補償・賠償も行いません。
- (8) セキュリティは株式会社 KasperskyLabsJapan のカスペルスキー インターネット セキュリティを利用しております。
- (9) 当社は、株式会社KasperskyLabsJapanより許諾を受けて、セキュリティを契約者に提供しております。セキュリティに関して、契約者に生じた一切の不具合等に関しましては、当社は一切の責任を負いません。

<システム動作環境>

システム動作環境については、当社サイト <http://cloud-line.jp/support/kaspersky/>にてご確認ください。

<お問い合わせ先>

セキュリティの利用ご相談は、当社が運営するサポートセンターに、直接電話でご連絡ください。

(受付先) CLOUD LINEサポートセンター

TEL : 0570-020-301 (携帯電話・PHSからもお問い合わせいただけます)

受付時間 10 : 00~17 : 00 (土日・年末年始除きます)

【スマサポ】

- (1) 「スマサポ」とは、契約者が専用フリーダイヤル (0120-605-109) を利用し、スマートフォン・タブレットに関するお問合せに、オペレータがお電話でお応えすることで、基本的な操作方法、トラブルシューティング、アプリケーションインストール等を支援するサービスです。
- (2) 機器のサポート対象は、Android2.3以降を搭載のスマートフォン及びタブレットとなります。
- (3) 機器のサポート範囲は、モバイル接続、メール設定、迷惑メール対策、Wi-Fi接続設定、スマートフォンやタブレット端末の一般的な操作・設定方法、Bluetooth® 対応機器設定、各種トラブルシューティング、Googleアカウント取得サポートとなります。
- (4) OSのサポート対象は、Android2.3以降となります。
- (5) OSのサポート範囲は、アップグレード方法及び、バックアップ方法をお伝えするのみとなります。PCを経由してのアップグレード及び、バックアップはサポート外となります。
- (6) ソフトウェアのサポート対象は、デフォルトアプリまたは無料アプリとなります。
- (7) ソフトウェアのサポート範囲は、インストール方法、個人利用を想定した基本的な操作方法となります。有料アプリはサポート外となります。
- (8) 接続サービスのサポート対象は、Wi-Fi接続設定となります。
- (9) 接続サービスのサポート範囲は、Wi-Fiルータとの初期接続設定とトラブルシューティングとなります。

【かけつけサポート】

- (1) 「かけつけサポート」とは、お客様のもとに、専門スタッフが訪問し、パソコンやルータなどの機器の設定や、デジカメやプリンターなどの周辺機器の使い方などを有料にて行うサービスです。
- (2) 「かけつけサポート」は予告なく内容を変更することがあります。
- (3) 日本PCサービス株式会社に対して「かけつけサポート」を業務委託しています。このご利用及びそれに関連して生じた契約者または第三者の損害に対して、当社はいかなる責任も負わず、また一切の補償・賠償も行いません。

<サポート対象機器、サービスとサポート範囲>

かけつけサポートの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、下記に規定するサポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1. 機器 :

①サポート対象

パソコン本体、メモリ、モニタ、キーボード、マウス、ルータ、無線 LAN アクセスポイント、ハブ LAN カード等のネットワーク機器、ネットワーク接続可能なゲーム機器、テレビ、テレビチューナー、外部地デジチューナー、iPod、iPhone、DVD/Blue-ray プレーヤー、BS/CS 内臓チューナーなどのデジタル家電等。

②サポート範囲

インターネット接続設定、無線 LAN 設定、テレビチューナーの接続と機能設定、PC のメモリ取り付け、配線トラブルサポート、DVD/Blue-ray プレーヤー BS/CS 内臓チューナー設定、Blue-ray、DVD サポート、デジタル家電の LAN 設定、デジタル家電の無線 LAN 設定、外部地デジチューナー接続設定等

2. レッスン :

①サポート対象

パソコン、iPod、iPhone などの情報機器等。

②サポート範囲

iPod 設定&レッスン、iPhone 使い方レッスン、パソコン基本レッスン等。

<個別ご利用料金>

個別のご利用料金について、別途当社が申込書、Web ページ等において指定するものとします。

個別のご利用料金の開示 URL : <http://www.sales-p.co.jp/service/support/packs/hearing.html>

【PC無償引取】

- (1) 「PC無償引取」とは、当社が提携する株式会社パシフィックネットが提供する「PC無償引取」サービスを利用できるサービスです。

- (2) 「PC無償引取」の利用に際しては、契約者は、株式会社パシフィックネットに対して直接サービス利用に係る契約を締結した上でこれを利用するものとします。
- (3) 当社は、「PC無償引取」のご利用およびそれに関連して生じた契約者または第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の補償・賠償も行いません。
- (4) 株式会社パシフィックネットの提供する「PC無償引取」サービスの概要・条件等は、本規約制定（改訂）時点において、以下のとおりです。契約者は、株式会社パシフィックネットへのサービス利用契約申込み時に、都度、最新の情報等を確認の上、自己の判断と責任において「PC無償引取」の利用（申込み・契約締結を含みます。）を行うものとします。
- ①「PC無償引取」とは、お客様のパソコンを無償でお引取りするサービスです。
- ②「PC無償引取」は予告なく内容を変更することがあります。

【データ復旧サービス】

- (1) データ復旧サービスをご利用いただけるパソコンは、本サービス申込時に製造番号を登録したパソコン（以下「登録パソコン」といいます。）となりますので、登録をお願いします。なお、登録が可能なパソコンは1台に限定されます。
- (2) データ復旧サービスとは、PCのハードディスク（ハードディスクはPC内蔵型に限ります。USBメモリや外付けハードディスクはサービス対象外となります。）トラブル等の論理障害によるデータ破損や消失の際、データが修復できるサービスです。物理障害の場合は、データ復旧サービスの対象外となり、別途料金をいただきます。
- (3) データ復旧サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があります。また、当社は、データ復旧サービスに関して、契約者に生じた不利益・損害等に関して一切責任を負いません。
- (4) データ復旧サービスをご利用いただく際の手順は以下となりますので、この手順に従ってご利用ください。
- ①セールスパートナーサポートセンター（電話：0120-117-835（無料））にご連絡いただき、データ復旧サービスを利用したい旨ご連絡ください。
- ②セールスパートナーサポートセンターより、AOS テクノロジーズ株式会社の日本データ復旧サービスセンターに連絡をとり、同サービスセンターより契約者に連絡をいたします。
- ③データ復旧サービスをご利用の際には、日本データ復旧サービスセンター宛に、「不具合状況診断票」と「データ復旧作業依頼同意書」を FAX などでお送りをお願いします。
- (5) データ復旧サービスをご利用いただく際に、ご依頼者が契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
- (6) データ復旧サービスを受ける際には、ハードディスクを取り出すためにパソコンを解体する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。またハードディスク・ケースの開封を行う場合があります、その場合もメーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- (7) データ復旧サービスのご利用にあたっては、本規約に加え、別紙3の「データ復旧サービスご利用規約」が適用されます。

4. 本サービスに付随し、契約者は次の機器を当社よりレンタルすることが出来ます。

【端末設備レンタルサービス】

お住まいのエリア	ご利用回線種別	Sky でんわ利用有無	機器名称	月額利用料
東日本エリア	ギガタイプ	有	1G 対応無線 LAN ルーター※1	200 円（税込 220 円）
			追加無線 LAN カード	2026 年 2 月 28 日まで：100 円（税込 110 円） 2026 年 3 月 1 日以降：300 円（税込 330 円）

		無	1G 対応無線 LAN ルーター※1	300 円 (税込 330 円)	
			追加無線 LAN カード	2026 年 2 月 28 日 まで : 100 円 (税 込 110 円) 2026 年 3 月 1 日 以降 : 300 円 (税込 330 円)	
		ハイスピード マンション/ファミリー タイプ	有	ホームゲートウェイ※2	無料※3
				追加無線 LAN カード	2026 年 2 月 28 日 まで : 100 円 (税 込 110 円) 2026 年 3 月 1 日 以降 : 300 円 (税込 330 円)
			無	無線 LAN ルーター※4	750 円 (税込 825 円)
追加無線 LAN カード	300 円 (税込 330 円)				
西日本エリア	スーパーハイスピード タイプ ハイスピードタイプ マンション/ファミリー タイプ	有	ホームゲートウェイ※2	無料※3	
			追加無線 LAN カード	2026 年 2 月 28 日 まで : 100 円 (税 込 110 円) 2026 年 3 月 1 日 以降 : 300 円 (税込 330 円)	
		無	ホームゲートウェイ※2	300 円 (税込 330 円)	
			追加無線 LAN カード	2026 年 2 月 28 日 まで : 100 円 (税 込 110 円) 2026 年 3 月 1 日 以	

				降：300円（税込 330円）
--	--	--	--	--------------------

- ※1 ギガタイプの回線を利用されている方は1G対応専用無線LAN機器がレンタルされます。
- ※2 ホームゲートウェイ単体では無線LANに対応しておりません。無線機能をご希望の場合は追加無線LANカードをお申し込みください。
- ※3 Skyでんわをご利用中の契約者はホームゲートウェイが無料で貸し出されます。
- ※4 ホームゲートウェイと無線LANカードがセットでレンタルになります。

- (1) 端末設備レンタル（以下「レンタルサービス」といいます）は、契約者が当社所定の方法で上記の機器（以下「該当機器」という）のレンタルを申込み、当社から該当機器をレンタルし、当該機器を使用することにより、無線にてインターネット接続が行えるようになるサービスです。
- (2) レンタルサービスは、該当機器を契約者が受領した時点から開始するものとし、レンタルサービス開始月の月額利用料は、日割り計算するものとし、
- (3) 契約者は、レンタルサービスを解約しようとするときは、次の事項に従うものとし、
 - ① 契約者は、レンタルサービスを解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとし、この場合、当該通知を受けて、当社にて解約に係る処理が完了したのについては当該処理のあった月の末日に利用契約の解約があったものとし、
 - ② 契約者は、前号の処理完了日から解約日までの期間に係るレンタルサービスの利用料金を、レンタルサービスの利用如何にかかわらず当社に支払うことを、あらかじめ承諾するものとし、
- (4) 本サービスにかかる契約が終了した場合、当該契約終了日の属する月の末日をもって、当然に該当機器にかかるレンタルサービスも終了するものとし、
- (5) 契約者は、レンタルサービスが理由の如何に関わらず終了した場合、当該契約終了日から起算し30日以内に、該当機器を当社が別途定める方法にて返却するものとし、なお、当該期間内に返却が当社にて確認出来ない場合、契約者は当社に生じた損害金を支払うものとし、

以上

別紙2 <各プランの詳細>

1. プロバイダサービス含まないプラン

(1) Cloud Sky Line(F)52

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	5,200円(税込5,720円)
④ 契約期間	1ヶ月ごと
⑤ 契約解除料	なし

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービス含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

(2) Cloud Sky Line(F)44

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	4,400円(税込4,840円)
④ 契約期間	3年(36ヶ月)ごと
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービス含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

※ 3年(36ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。

(3) Cloud Sky Line(M)36

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	3,600円(税込3,960円)
④ 契約期間	1ヶ月ごと
⑤ 契約解除料	なし

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービス含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

(4) Cloud Sky Line(M)34

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	3,400円(税込3,740円)
④ 契約期間	3年(36ヶ月)ごと
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービス含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

※ 3年(36ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。

(5) Business Sky Line(F)52

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
---------------	------------------

② CLOUDLINE 契約料	800 円 (税込 880 円)
③ 月額基本料金	5,200 円 (税込 5,720 円)
④ 契約期間	1 ヶ月ごと
⑤ 契約解除料	なし

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

(6) Business Sky Line (F) 45

① 事務手数料(初回のみ)	3,000 円 (税込 3,300 円)
② CLOUDLINE 契約料	800 円 (税込 880 円)
③ 月額基本料金	4,500 円 (税込 4,950 円)
④ 契約期間	2 年 (24 ヶ月) ごと
⑤ 契約解除料	9,975 円 (不課税)

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。

(7) Business Sky Line (M) 36

① 事務手数料(初回のみ)	3,000 円 (税込 3,300 円)
② CLOUDLINE 契約料	800 円 (税込 880 円)
③ 月額基本料金	3,600 円 (税込 3,960 円)
④ 契約期間	1 ヶ月ごと
⑤ 契約解除料	なし

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

(8) Business Sky Line (M) 35

① 事務手数料(初回のみ)	3,000 円 (税込 3,300 円)
② CLOUDLINE 契約料	800 円 (税込 880 円)
③ 月額基本料金	3,500 円 (税込 3,850 円)
④ 契約期間	2 年 (24 ヶ月) ごと
⑤ 契約解除料	9,975 円 (不課税)

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。

2. プロバイダサービスを含むプラン

(1) Cloud Sky Line (F) 53

① 事務手数料(初回のみ)	3,000 円 (税込 3,300 円)
② CLOUDLINE 契約料	800 円 (税込 880 円)
③ 月額基本料金	5,300 円 (税込 5,850 円)
④ 契約期間	3 年 (36 ヶ月) ごと
⑤ 契約解除料	9,975 円 (不課税)

⑥ セキュリティ 3ライセンスまで利用可能

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 3年(36ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
 - ・*****@cloud-line.net、保存容量10GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(2) Cloud Sky Line (F)50

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	5,000円(税込5,500円)
④ 契約期間	3年(36ヶ月)ごと
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 3年(36ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
 - ・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(3) Cloud Sky Line New(F)56

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	5,600円(税込6,160円)
④ 契約期間	3年(36ヶ月)ごと
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)
⑥ スマサポ	利用可能

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 3年(36ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
 - ・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(4) Cloud Sky Line (M)42

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	4,200円(税込4,620円)
④ 契約期間	3年(36ヶ月)
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)
⑥ セキュリティ	3ライセンスまで利用可能

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 3年（36ヶ月）ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(5) Cloud Sky Line (M)39

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	3,900円(税込4,290円)
④ 契約期間	3年(36ヶ月)ごと
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 3年（36ヶ月）ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(6) Cloud Sky Line New (M)45

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	4,500円(税込4,950円)
④ 契約期間	3年(36ヶ月)ごと
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)
⑥ スマサポ	利用可能

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 3年（36ヶ月）ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(7) Business Sky Line (F)58

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	5,880円(税込6,468円)
④ 契約期間	1ヶ月ごと
⑤ 契約解除料	なし

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者による

メールアドレスの指定はできません。

・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日

※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(8) Business Sky Line(F)48

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	4,880円(税込5,368円)
④ 契約期間	2年(24ヶ月)ごと
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 2年(24ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。

※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。

・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日

※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(9) Business Sky Line New(F)53

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	5,380円(税込5,918円)
④ 契約期間	2年(24ヶ月)
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)
⑥ セキュリティ	1ライセンスあたりPC5台まで利用可能
⑦ かけつけサポート	利用可能
⑧ PC無償引取	利用可能
⑨ データ復旧サービス	利用可能

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 2年(24ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。

※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。

・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日

※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(10) Business Sky Line New(F)52

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	5,280円(税込5,808円)
④ 契約期間	2年(24ヶ月)
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)
⑥ セキュリティ	1ライセンスあたりPC4台まで利用可能
⑦ かけつけサポート	利用可能
⑧ PC無償引取	利用可能
⑨ データ復旧サービス	利用可能

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 2年(24ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
 - ・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(11) Business Sky Line New(F)49

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	4,980円(税込5,478円)
④ 契約期間	2年(24ヶ月)
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)
⑥ セキュリティ	1ライセンスPC3台まで利用可能

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2年(24ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
 - ・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(12) Business Sky Line (M)42

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	4,280円(税込4,708円)
④ 契約期間	1ヶ月ごと
⑤ 契約解除料	なし

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
 - ・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(13) Business Sky Line (M)38

① 事務手数料(初回のみ)	3,000円(税込3,300円)
② CLOUDLINE 契約料	800円(税込880円)
③ 月額基本料金	3,880円(税込4,268円)
④ 契約期間	2年(24ヶ月)
⑤ 契約解除料	9,975円(不課税)

- ※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2年(24ヶ月)ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
 - ・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(14) Business Sky Line New(M)43

① 事務手数料(初回のみ)	3,000 円 (税込 3,300 円)
② CLOUDLINE 契約料	800 円 (税込 880 円)
③ 月額基本料金	4,380 円 (税込 4,818 円)
④ 契約期間	2 年 (24 ヶ月)
⑤ 契約解除料	9,975 円 (不課税)
⑥ セキュリティ	1 ライセンスあたり PC5 台まで利用可能
⑦ かけつけサポート	利用可能
⑧ PC 無償引取	利用可能
⑨ データ復旧サービス	利用可能

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。

※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。

・*****@cloud-line.net、保存容量 1GB、保存日数 180 日

※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(15) Business Sky Line New(M)42

① 事務手数料(初回のみ)	3,000 円 (税込 3,300 円)
② CLOUDLINE 契約料	800 円 (税込 880 円)
③ 月額基本料金	4,280 円 (税込 4,708 円)
④ 契約期間	2 年 (24 ヶ月)
⑤ 契約解除料	9,975 円 (不課税)
⑥ セキュリティ	1 ライセンスあたり PC4 台まで利用可能
⑦ かけつけサポート	利用可能
⑧ PC 無償引取	利用可能
⑨ データ復旧サービス	利用可能

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。

※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。

・*****@cloud-line.net、保存容量 1GB、保存日数 180 日

※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

(16) Business Sky Line New(M)39

① 事務手数料(初回のみ)	3,000 円 (税込 3,300 円)
② CLOUDLINE 契約料	800 円 (税込 880 円)
③ 月額基本料金	3,980 円 (税込 4,378 円)
④ 契約期間	2 年 (24 ヶ月)
⑤ 契約解除料	9,975 円 (不課税)
⑥ セキュリティ	1 ライセンス PC3 台まで利用可能

※ CLOUDLINE 契約料は、切替時には発生しません。

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの継続契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。

- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、⑤契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は③月額基本料金の税別金額とします。
- ※ 契約者の利用環境により無料で、以下のメールアドレスが付与されます。なお、契約者によるメールアドレスの指定はできません。
 - ・*****@cloud-line.net、保存容量1GB、保存日数180日
- ※ 本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

以上

別紙3 データ復旧サービスご利用規約

第1条 (本利用規約の適用)

本利用規約は、契約者のCLOUDLINE サービス（以下「本サービス」といいます。）の一つのサービスである「データ復旧サービス」について、「CLOUDLINE サービス契約約款」に加えて適用されます。

第2条 (対象パソコン)

データ復旧サービスの対象パソコンはハードディスク内蔵型（USB メモリや外付けハードディスクの場合、本サービスの対象外になります。）で、以下対象商品のメーカー（以下「メーカー」といいます。）が製造し、マイクロソフト社が提供する Windows[®] OS（OS は日本語版に限ります。）を搭載しているパソコンとします。

- 1) NEC
- 2) 富士通
- 3) ソニー
- 4) 東芝
- 5) シャープ
- 6) 松下
- 7) レノボ (lenovo)
- 8) デル (DELL)
- 9) ヒューレット・パッカード (HP)
- 10) EPSON
- 11) マウスコンピューター
- 12) その他 当社が認める機種（アップル社及びメーカー保証がないパソコンを除きます。）

第3条 (登録パソコン)

データ復旧サービスをご利用いただけるパソコンは、本サービス申込時に製造番号を登録したパソコン（以下「登録パソコン」といいます。）となります。登録パソコンは、データ復旧サービスの利用期間中（以下「サービス期間中」といいます。）に変更することはできません。ただし、データ復旧サービス申し込み後、契約者が新規購入したパソコンに限りサービス期間中に登録パソコンを変更することが可能です。また、登録パソコンが初期故障で交換となった場合、もしくは登録パソコンの内蔵ハードディスクをメーカーにおいて修理交換した場合は、本サービスの対象となります。但し、お客様自身が内蔵ハードディスクを交換された場合は、原則、本サービスの対象外とさせていただきます。

第4条 (障害の種類)

1. 論理障害
論理障害とは、データ障害のうち、ハードウェアは故障していないが、記憶媒体等に電磁的記録障害が発生したことをいいます。
2. 物理障害
物理障害とは、ハードディスクの磁気ヘッドに問題がある場合や機械的・電氣的故障のことをいいます。

第5条 (データ復旧サービスの内容)

データ復旧サービスは、本利用規約の第3条に定める登録パソコンにおいて、論理障害時においてデータを復旧するサービスです。

- 1) データ復旧サービスの対象障害は、論理障害のみとします。物理障害の場合は、データ復旧サービスの対象外となり、別途料金をいただきます。
- 2) データ復旧サービスご利用の際には、当社が運営する「セールスパートナー受付サポートセンター」に事前に障害状況のご説明が必要となります。
- 3) データ復旧サービスは、サービス期間中であれば、何度でもご利用いただけます。
- 4) データ復旧サービスをご利用の際に発生する送料については、送り主側の負担となります。
- 5) 物理障害復旧費用（物理障害）については、データ復旧サービスの対象外となりますので、契約者にご負担をいただくこととなります。別途障害の内容を調査して、お見積もり金額をお知らせします。データ復旧サービスご利用者向けの優遇価格をご提示します。なお、お支払いは現金（事前）、お振込み（事前）または代引きサービス（現金、クレジット、デビットカード）でお支払いいただけます。現金またはお振込みの場合は、お支払いの確認後に、本利用規約の第3条に定める登録パソコン・復旧したデータをご返却させていただきます。

第6条 (データ復旧にかかる期間)

1. 契約者が登録パソコンを、当社業務委託先（AOS テクノロジーズ株式会社が運営する日本データ復旧サービスセンター）に引き渡してから、データ復旧完了後の登録パソコンの納品まで、原則として10営業日に対応します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、10営業日以上の日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 1) 論理障害において、障害の程度が重い場合。
 - 2) 物理障害において、障害の程度が重い場合（別途、物理障害を依頼された場合です）。
 - 3) 契約者の都合により、データ復旧完了後の登録パソコンの返却日の日程変更等が生じた場合。
 - 4) 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議その他不可抗力の事由が生じた場合。
2. データ復旧作業が完了した登録パソコンは、申込書に契約者が記載いただいた契約者の連絡先までお届けします。

第7条（データ復旧サービスを受ける際の注意点）

データ復旧サービスをご利用いただくには、次に掲げるサービスの制限事項、確認事項を事前によくお読みの上、お申し込みください。

- 1) データ復旧サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があります。その場合、当社は一切の責任を負いません。
- 2) データ復旧サービスを受ける際には、ハードディスクを取り出すためにパソコンを解体する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- 3) ハードディスクに物理的な障害がある場合は、ハードディスク・ケースの開封を行う場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- 4) 復旧データは、CD-ROM 又は、DVD-ROM で提供いたします。ただし、復旧データが 4GB を超えた場合は、外付けハードディスクで提供いたしますが、外付けハードディスクの代金として、契約者には、別途実費約 20,000 円（税込）をお支払いいただきます。
- 5) 物理障害のデータ復旧作業は「概算お見積もり」を口頭でご連絡し、契約者にご了承いただいた場合に実施します。ただし、「調査結果報告書・お見積もり書」の提出後にデータ復旧作業をキャンセルされる場合、作業費として 20,000 円（税込）をお支払いいただきます。

第8条（適用除外サービス）

次に掲げるサービスについては、データ復旧サービスの対象外といたします。

- 1) 不具合原因の調査・解析、パソコンの修理および OS の復旧。
- 2) 登録パソコンの原状回復。
- 3) 破損しているデータの回復。
- 4) 日本語及び英語以外が使用言語のデータの回復。
- 5) その他、特殊なデータ復旧サービスで当社が復旧サービス提供が困難と判断したもの。
- 6) 第3条の登録パソコン以外のデータ復旧サービスの依頼。

第9条（免責事項）

データ復旧サービス提供における当社の責任範囲は以下の通りといたします。

- 1) 当社は、データ復旧サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任を負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップは契約者の責任で行うものとします。
- 2) データ復旧サービス提供に伴う当社の責任範囲内で契約者が損害を被った場合は、契約者は直接かつ現実に生じた損害につき当社に対して賠償を請求できるものとします。ただし、当社は契約者が当社に支払う 12 ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。

第10条（サービス利用の停止）

当社は、契約者が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に契約者に連絡することなく直ちに契約者のデータ復旧サービスの利用を停止できるものとします。

- 1) 契約者の本サービスの申し込み時に登録した、登録パソコンと異なるパソコンの場合。
- 2) 契約者が登録パソコンを第三者に譲渡した場合。
- 3) 契約者もしくは第三者が登録パソコンに不当な改造を施した場合。

別紙4 <本契約約款の補足>

【利用契約の単位】（本契約約款第8条関連）

本サービスの各プランについては、契約者ごとの制限はございません。

【契約者の登録情報等の変更】（本契約約款第12条第2項関連）

本サービスの各プランについては、当社の指定地域外への住所変更はできないものとします。

【プランの変更が制限されているプラン】（本契約約款第13条第2項関連）

下記の《現行プラン》を、下記の《変更制限プラン》に変更することができません。

《現行プラン》

- ・ 現状ございません。

《変更制限プラン》

- ・ 現状ございません。

【本サービスの提供区域】（本契約約款第18条関連）

本サービスの提供区域は、NTT東西がIP通信網サービスを提供している地域のうち、当社の定める範囲とします。ただし、地域名はNTT東西の使用するものに準じます。

【本サービスの廃止】（本契約約款第19条関連）

当社とNTT東西との間の契約が解除その他の理由により終了した場合には、本サービスは自動的に廃止となります。

【利用料金の支払義務】（本契約約款第21条第5項関連）

本サービスについては、工事の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等を行わないものとします。

別紙：

2015 年 9 月 1 日 制定

2015 年 10 月 14 日 改訂

2016 年 1 月 1 日 改訂

2019 年 2 月 1 日 改訂

2019 年 7 月 1 日 改訂

2021 年 1 月 1 日 改訂

2025 年 10 月 29 日 改訂

2025 年 11 月 28 日 改訂